

# 遺伝子組換え食品の検査結果(令和元年度)

遺伝子組換え食品は、内閣府にある食品安全委員会で安全性に問題ないと判断され承認された後、国内での製造・輸入・販売などが可能になります。検査は、承認済みのものについては主に定量検査(食品中に遺伝子組換え体がどのくらい含まれているかを調べる検査)を行います。一方、未承認のものについては定性検査(食品中に遺伝子組換え体が含まれているかを調べる検査)を行います。

平成31年4月と令和2年3月に、健康福祉局食品専門監視班が収去した「遺伝子組換え」の表示がない食品30検体について検査を実施しました。

## 1 遺伝子組換えトウモロコシの定性検査

トウモロコシ加工品12検体について、国内未承認の遺伝子組換えトウモロコシ(Bt10)<sup>\*1</sup>の定性検査を行いました。

検査の結果、いずれの検体も不検出となり、違反検体はありませんでした(表1)。

表1 遺伝子組換えトウモロコシ(Bt10)の検査結果

品名	原産国	検体数	検出数	検知不能 <sup>*2</sup>
コーンスナック菓子	日本(5)、ギリシャ(1)	8	0	0
	台湾(1)、ベルギー(1)			
とうもろこし粉	日本	2	0	0
とうもろこし茶等	韓国、オーストラリア	2	0	0
計		12	0	0

<sup>\*1</sup> 除草剤耐性と害虫抵抗性を持つ遺伝子を組み込んだトウモロコシの品種です。過去にアメリカで安全性審査が行われていない種子が誤って流通し、栽培された事例がありました。日本では未承認で、食品衛生法により販売等が認められていないため、検出されれば「食品衛生法違反」になります。

<sup>\*2</sup> 「検知不能」とは、元々食品が持っている、本来なら遺伝子組換え食品であるかどうかにかかわらず検査で検出されるはずの遺伝子(内在性遺伝子)も不検出となり、検査の判定ができない場合をいいます。この原因として、加熱や加圧等の加工処理中に食品中の遺伝子が分解してしまうことが考えられます。

## 2 遺伝子組換えコメの定性検査

コメ加工品10検体について、国内未承認の遺伝子組換えコメ3品種(63Bt、NNBt、CpTI)<sup>\*3</sup>の定性検査を行いました。

検査の結果、いずれの検体も不検出となり、違反検体はありませんでした(表2)。

表2 遺伝子組換えコメ(63Bt、NNBt、CpTI)の検査結果

品名	原産国	検体数	検出数	検知不能
麺類(ビーフン、フォー等)	タイ(2)、台湾(2)、	6	0	0
	日本(1)、ベトナム(1)			
米粉、餅	日本	4	0	0
計		10	0	0

\*3 いずれも害虫抵抗性を持つ遺伝子を組み込んだコメの品種です。日本では未承認で、食品衛生法により販売等が認められていないため、検出されれば「食品衛生法違反」になります。

### 3 遺伝子組換えダイズの定量検査

ダイズ穀粒8検体について、国内承認済の遺伝子組換えダイズ3品種(RRS、LLS、RRS2)\*4の定量検査を行いました。これらの検体は、非遺伝子組換えダイズで、分別生産流通管理\*5が行われていました。

定量検査の結果、いずれの検体も混入率は5%以下\*6であり、違反検体はありませんでした(表3)。

表3 遺伝子組換えダイズ(RRS、LLS、RRS2)の検査結果

品名	原産国	検体数	混入率5%を超える検体
ダイズ穀粒	カナダ(4)、日本(2)、 アメリカ(1)、中国(1)	8	0
計		8	0

\*4 いずれも除草剤耐性を持つ遺伝子を組み込んだダイズの品種です。日本では、それぞれ平成13年(RRS)、平成14年(LLS)、平成19年(RRS2)に安全性審査を経て承認されています。

\*5 遺伝子組換え農作物と非遺伝子組換え農作物を生産・流通・加工の各段階で相互に混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいいます。分別生産流通管理が行われた遺伝子組換えダイズを原材料とした場合は「遺伝子組換え」等の表示、分別生産流通管理が行われていない場合は「遺伝子組換え不分別」等の表示が必要です(義務表示)。なお、分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換えダイズを原材料とした場合は「遺伝子組換えでない」等の表示をすることができます(任意表示)。

\*6 分別生産流通管理が適切に行われた場合でも、遺伝子組換え農作物の一定の混入は避けられないことから、ダイズでは5%以下の意図せざる混入が認められています。

【 理化学検査研究課 食品添加物担当 】